注１　線形予測符号化は、デジタル音声入力信号を分析し、線形予測パラメタと予測残差を算出する処理を示すものとする。

２　パラメタ可変長符号は、線形予測パラメタを可変長符号化し、パラメタ符号を算出する処理を示すものとする。

３　残差可変長符号化は、予測残差（入力値と予測値の差分値をいう。）を可変長符号化し、残差符号を算出するものとする。

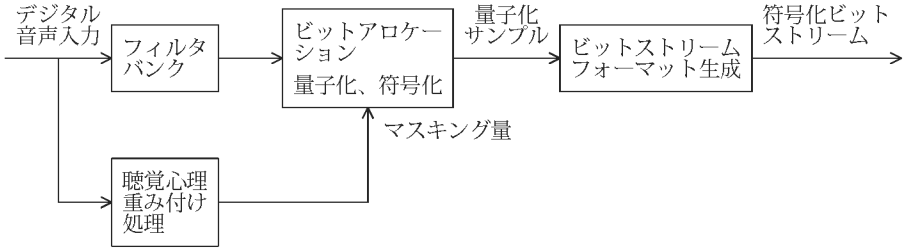
４　ビットストリームフォーマット生成は、パラメタ符号と残差符号を組み合わせ、別記のとおりの符号化ビットストリームを算出する処理を示すものとする。

別記　ビットストリーム構成

符号化情報	パラメタ符号（可変長符号）	残差符号（可変長符号）

注　符号化情報、パラメタ符号及び残差符号は、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３により規定されるオーディオロスレス符号化に従う。

別表第七号　デジタル放送の標準方式第七十二条に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順



注１　フィルタバンクは、時間軸から周波数軸への変換及び帯域分割処理を示すものとし、デジタル音声入力を32に帯域分割し、ＩＳＯ／ＩＥＣ　11172－３及びＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－３の規定に基づき処理を行うものとする。

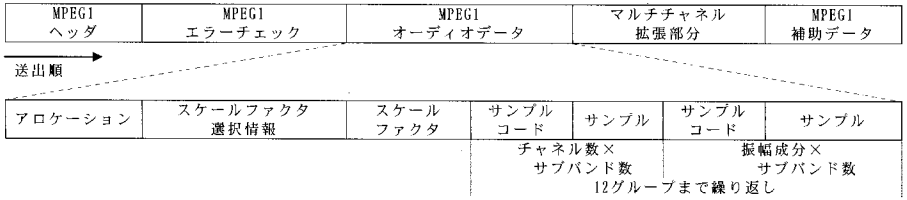
２　聴覚心理重み付け処理は、フィルタバンクの各帯域に対するマスキング量を算出する処理を示すものとする。

３　ビットアロケーションは、フィルタバンクから出力された各帯域の信号と聴覚心理重み付け処理で計算されたマスキング量に基づき、フレームで使用されるトータルビット数を超えない範囲で各サブバンド(32に帯域分割されたフィルタバンクの一をいう。以下同じ。)の量子化ビット数を決定する処理を示すものとする。量子化及び符号化は、ビットアロケーションにより決定された量子化ビット数によりフィルタバンクから出力された各帯域の信号を量子化及び符号化し、量子化サンプルを出力する処理を示すものとする。

４　符号化ビットストリームの構成は、別記第１のとおりとする。

５　符号化ビットストリームは、別記第２のチャネルモードによるものとする。

別記第１　符号化ビットストリーム構成



注１　ＭＰＥＧ－１ヘッダは、同期及びＩＳＯ／ＩＥＣ　11172－３に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

２　ＭＰＥＧ－１エラーチェックは、エラー検出情報により構成されるものとする。

３　ＭＰＥＧ－１オーディオデータは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　11172－３により符号化される音声データにより構成されるものとする。

４　マルチチャネル拡張部分は、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－３により符号化された音声データを拡張するデータにより構成されるものとする。

５　アロケーションは、サブバンドを符号化する順番を示す情報により構成されるものとする。

６　スケールファクタは、各サブバンド内の波形を正規化したときの倍率を示す情報により構成されるものとする。

７　サンプルコード及びサンプルは、符号化された音声データにより構成され、最大12グループまで繰り返されるものとする。ジョイントステレオモード使用時は、高い周波数の振幅成分のサンプルコード及びサンプルにより構成されるものとする。

別記第２　チャネルモード

チャネルモード	内　　容
ステレオ	立体感を与えるため、左側信号及び右側信号により符号化するもの
ジョイントステレオ	立体感を与えるものであって、音声の圧縮効率を高めるため、左側信号及び右側信号のうち高い周波数成分については振幅成分のみ符号化するもの、又は左側信号と右側信号の和信号及び差信号により符号化するもの
デュアルチャネル	独立した２つの音声を符号化するもの
シングルチャネル	１つの音声信号を符号化するもの
３前方／０後方チャネル	左側信号、右側信号及び中央信号により符号化するもの
２前方／１後方チャネル	左側信号、右側信号及びサラウンド信号（左後方信号及び右後方信号により生成される信号をいう。）により符号化するもの
デュアルステレオチャネル	第一番組の左側信号及び右側信号並びに第二番組の左側信号及び右側信号により符号化するもの
２前方／２後方チャネル	左側信号、右側信号、左後方信号及び右後方信号により符号化するもの
３前方／１後方チャネル	左側信号、右側信号、中央信号及びサラウンド信号により符号化するもの
３前方／０後方チャネル＋ステレオ	第一番組の左側信号、右側信号及び中央信号並びに第二番組の左側信号及び右側信号により符号化するもの
３前方／２後方チャネル	左側信号、右側信号、中央信号、左後方信号及び右後方信号により符号化するもの

○総務省告示第二百三十五号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第八条第一号及び第二号、第四十七条並びに第六十五条の二の規定に基づき、スクランブルの方式を次のように定め、平成二十六年七月三日から施行する。

なお、平成二十三年総務省告示第三百二号（スクランブルの方式を定める件）は、平成二十六年七月三日限り廃止する。

平成二十六年七月三日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久